

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する報告書案
第5回（2月24日）会議からの主な変更点

※主な修正点は下線部分

頁 (見消版)	新	旧
全体を通して	<u>特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム</u>	<u>特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム</u>
P1	Ⅲ. 主な課題 2. <u>特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの在り方について</u>	Ⅲ. 主な課題 2. <u>特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムの在り方について</u>
P2	4. (独) 国立特別支援教育総合研究所 <u>教師の学びを支える学習コンテンツの体系化や内容の充実</u>	4. (独) 国立特別支援教育総合研究所 <u>学習コンテンツ等の質保証を行う仕組みの構築</u>
P3	I. はじめに (略) ○ 平成 26 年に我が国が批准した「障害者の権利に関する条約」や、平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」など、障害の有無に抛らず、一人一人の力が発揮される環境の整備が求められていることは国際的な潮流からも窺え、学校を含めた社会全体が共生社会に向けた大きな変革の中にある。 (略)	I. はじめに 【新設】

	<p>○ さらに、学校において、こうした理念に基づき実践を進めていくためには、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「社会モデル」の考え方の下、全ての教師が、環境整備の重要性を認識し、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を持つことが不可欠な状況となっている。国、教育委員会、大学及び学校等が、崇高な理念の下に一体となって改革に邁進していくことが、必要不可欠な方針である。</p>	<p>【新設】</p>
P5	<p>(教職課程コアカリキュラム)</p> <p>(略) さらに上記とは別に、小学校又は中学校教諭の普通免許状の取得に当たっては、特別支援学校や社会福祉施設等で介護等体験を行うことが義務付けられている。<u>このように、特別支援学校の教師を目指す学生のみならず、小学校等の教師を目指す学生全てにおいて、特別支援教育に関する学びは重要なものとなっている。</u></p>	<p>(教職課程コアカリキュラム)</p> <p>(略) また上記とは別に、小学校又は中学校教諭の普通免許状の取得に当たっては、特別支援学校や社会福祉施設等で介護等体験を行うことが義務付けられている。<u>これらの学びを十分に特別支援教育に活かしていくことが重要である。</u></p>
P10	<p>1. 特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について</p> <p>(養成関係)</p> <p>○ また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭免許状の取得にあたっては、令和元年度より、特別支援教育に関する科目を1単位以上修得しなければならないこととなっ</p>	<p>1. 特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について</p> <p>(養成関係)</p> <p>【新設】</p>

	<p>たが、今後の免許状の取得者の状況を踏まえ、他の教職課程に係る課題と併せて、特別支援教育の内容の更なる充実を検討する必要がある。</p>	
P14	<p>1. 全ての教師 (全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応) (略)</p> <p>○ すなわち、新規採用から長時間経過していない期間において、多くの教師が障害のある児童生徒の学びの特性を理解し、特別の教育課程に基づく個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に携わりながら、学習指導案を作成し、年間を通じて実際に指導に当たる機会を設けることが不可欠と考える。</p> <p>(略)</p> <p>○ なお、特別支援教育の専門性を担保する観点から、特別支援教育を初めて担当する教師や、特別支援教育に携わる経験の浅い教師に対しては、校内・地域内で知見のある教師を中核とした支援体制の整備や研修の実施、参考となる手引の利用の推奨、特別支援学校のセンター的機能による特別支援コーディネーターの派遣等を通じて、教育委員会や管理職により当該教師の学びを支えるための仕組みや環境を整えることが不可欠である。</p>	<p>1. 全ての教師 (全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応) (略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>

<p>P15</p>	<p>1. 全ての教師 (全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応) (具体的方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長は、<u>校内の通常の学級と、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校との間で、交換授業や授業研究するなどして、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努めること。</u> 任命権者及び校長は、<u>全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。</u>合わせて、採用から10年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。 特別支援学級への担任配置にあたり、 — <u>特別支援学級の担任が特別支援教育に携わった経験の浅い教師だけに偏った配置になってしまう場合</u> — <u>教育職員免許法上の当該教科の免許保有者数と学校全体の授業時数等との関係上、特別支援学級への配置が困難な場合</u> 	<p>1. 全ての教師 (全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応) (具体的方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長は、<u>校内(通常の学級と通級による指導、通常の学級と特別支援学級、通常の学級と特別支援学校分教室)及び域内(小中学校等と特別支援学校)の教師間による交換授業や、学級担任外の教師を特別支援学級の専科指導担当、通級による指導のチームティーチングの担当の一人として配置・活用するなどOJTにより資質能力の向上を図り、特別支援教育経験者を増やすこと。</u> 教育委員会及び校長は、<u>全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学校の教師や、特別支援学級、通級指導教室の担任を複数年経験することとなるよう、人事上の措置を講ずるよう努めること。</u>合わせて、採用から10年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。 任命権者によっては、<u>特別支援教育の質の確保の観点から、特別支援学校教諭免許状の保有者のみを特別支援学級担当として採用・配置しており、全ての教師を特別支援学級等に配置することが困難な場合がある。</u>その際は、<u>特別支援学級担当以外の教師に対し、キャリアに応じた研修機会の提供や、特別支援教育における中核となる教師からそ</u>
------------	--	--

	<p><u>一 特別支援学校教諭免許状保有者のみを特別支援学級担当として採用・配置している場合</u> <u>など、全ての教師を特別支援学級の担任として配置することが難しい状況においては、任命権者及び校長は、機械的、かつ、一律に特別支援学級の担任として若手教師を配置するのではなく、特別支援学級において年間を通じて責任をもって特定の教科の授業を担当させることとするなど、必要な経験が得られるよう努めること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 任命権者及び校長は、主幹教諭、指導教諭及び管理職のキャリアパスとして、特別支援学級担任、通級による指導の担当や特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育に関する経験を組み込むよう配慮すること。 任命権者及び校長は、採用時からキャリアに応じて、特別支援教育について当該教師の育ちと学びを関連付けて支える仕組みを構築し、積極的にキャリアに応じた研修を実施・推奨すること。その際、特総研の学習コンテンツ等も活用すること。 	<p><u>の知見や経験を共有できる体制の確保等に努めること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会及び校長は、主幹教諭、指導教諭及び管理職のキャリアパスとして、特別支援学級担任、通級による指導の担当や特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育に関する経験を組み込むよう配慮すること。 教育委員会及び校長は、採用時から採用後にかけて、学校内外で当該教師の育ちと学びを関連付けて支える仕組みを構築し、積極的にキャリアに応じた研修を実施・推奨すること。その際、特総研の学習コンテンツ等も活用すること。
P16	<p>2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師 (採用、配置の在り方) 〈具体的方向性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会及び校長は、特別支援学級の担任と通級による指導を担当する教師にそれぞれ求められる資質能力を踏まえた上で、適切な研修を実施・推奨すること。その際、 	<p>2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師 (採用、配置の在り方) 〈具体的方向性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会、校長及び特総研は、特別支援学級の担任と通級による指導を担当する教師にそれぞれ求められる資質能力を踏まえた上で、適切な研修を設けること。

	<u>特総研の学習コンテンツ等も活用すること。</u>	
P17	<p>2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師 (人事交流の促進) (具体的方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>教育委員会が、小中学校等と特別支援学校の人事交流について、目的を明確化するとともに、それに応じて人事交流期間を柔軟に設定すること。また、人事交流期間中及び後の特別支援学校教諭免許状の取得を目指した計画の進捗状況を把握し支援するなど、目的の達成に向けた工夫を講ずること。</u> 	<p>2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師 (人事交流の促進) (具体的方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>教育委員会が、特別支援学校との人事交流に対し、各地域の自主性に配慮しつつも、その拡充と質の確保を図ること。その際、</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>交流人事協定書の目的の明確化</u> － <u>目的に応じた人事交流期間の弾力的運用</u> － <u>人事交流期間中及び後の特別支援学校教諭免許状の取得を目指した計画の、取得に向けた進捗状況の把握・サポート等、目的の達成に向けた工夫を講ずること。</u>
P17～18	<p>2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師 (小学校等における特別支援教育コーディネーターの充実) (略)</p> <p>○ また、特別支援教育コーディネーターには、地域で切れ目ない支援を充実するために、教育のみならず、他分野も含めた関係機関や外部専門家等との連携という重要な役割がある。校長は、こうした役割が発揮できるように校内体制を整備することが重要である。</p> <p>(具体的方向性) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長は、特別支援教育コーディネーターには、特定の学 	<p>2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師 (小学校等における特別支援教育コーディネーターの充実)</p> <p>【新設】</p> <p>(具体的方向性) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長は、特別支援教育コーディネーターには、特定の学

	<p>級だけでなく、学校全体を見渡し、<u>外部の関係機関とも円滑に調整・連携</u>を行うことができる立場又は資質能力を有する教師を充てること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを経験した者であって人事交流により小学校等に勤務している者等による校内研修の実施や、特別支援教育コーディネーターの複数指名などにより、チーム体制が組織的に機能するよう努めながら、各教師の専門性向上や学校内体制の充実に努めること。 教育委員会においては、特別支援教育コーディネーターの専門性向上のため、インターネットによる講義配信等を含めた研修の実施を積極的に進めるなど受講機会の促進に努めること。その際、<u>特総研の学習コンテンツ等も活用すること。</u> 	<p>級だけでなく、学校全体を見渡し、関係機関とも円滑に調整を行うことができる立場又は資質能力を有する教師を充てること。</p> <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会においては、特別支援教育コーディネーターの専門性向上のため、インターネットによる講義配信等を含めた研修の実施を積極的に進めるなど受講機会の促進に努めること。その際、<u>特総研は、研修内容について具体的に研究し学習コンテンツの充実に努めること。</u>
P19	<p>3. 特別支援学校の教師 (特別支援学校における<u>センター的機能及び特別支援教育コーディネーターの充実</u>) (具体的方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の校長及び特別支援教育コーディネーターは、地域の状況やニーズを踏まえ、積極的にセンター的機能を果たすことができるよう、日常的な状況把握や支援の充実に努めること。 各設置者及び校長は、<u>センター的機能を効果的に発揮す</u> 	<p>3. 特別支援学校の教師 (特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの充実) (具体的方向性)</p> <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>特別支援学校の各設置者及び校長は、センター的機能を</u>

	<p>ることができるよう、小中学校等における状況を理解し、外部専門家や関係機関とも連携しつつ、効果的な支援ができる者を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各設置者及び学校は、特別支援教育コーディネーターに対する効果的な研修を実施すること。<u>その際、特総研の学習コンテンツ等も活用すること。</u> 	<p>効果的に発揮することができるよう、小中学校等における状況を理解し、外部専門家とも連携しつつ、効果的な支援ができる者を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各設置者及び学校は、特別支援教育コーディネーターに対する効果的な研修を実施し、<u>特総研は、研修内容や学習コンテンツの活用など研修方法の在り方について、具体的に研究していくこと。</u>
P20～21	<p>V. 各関係者に求められる具体的な方向性</p> <p>2. 教育委員会 (特別支援教育の教員育成指標への位置付けの明確化、教員育成指標に基づく研修の充実)</p> <p>○ また、任命権者において、<u>教員育成指標と関連付けながら、体系的・計画的な研修を実施することも求められる。</u></p> <p>〈具体的方向性〉 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 任命権者は、教職大学院等の大学と連携し、<u>教師が教職大学院を利用しやすい仕組みを整えるなどして研修を充実させること。</u> 	<p>V. 各関係者に求められる具体的な方向性</p> <p>2. 教育委員会 (特別支援教育の教員育成指標への位置付けの明確化、教員育成指標に基づく研修の充実)</p> <p>○ また、任命権者において、<u>教員育成指標と関連付けた国の研究動向等も踏まえながら体系的・計画的な研修を実施することも求められる。</u></p> <p>〈具体的方向性〉 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 任命権者は教職大学院等の大学と連携し、研修を充実させること。
P23	<p>V. 各関係者に求められる具体的な方向性</p> <p>3. 大学 (教育委員会との連携による実践力の養成)</p> <p>〈具体的方向性〉</p>	<p>V. 各関係者に求められる具体的な方向性</p> <p>3. 大学 (教育委員会との連携による実践力の養成)</p> <p>〈具体的方向性〉</p>

	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学は、<u>実務家教員の任用にあたっては、教育委員会との協定等により現職教員等の人事交流等を行うことも検討すること。</u> 	<p>(略)</p> <p>【新設】</p>
P23～24	<p>(小学校等教諭免許状の教職課程における特別支援教育を担う教師の人材育成・確保)</p> <p>○ 「令和の日本型学校教育」を担う教師においては、<u>いずれの免許状を有する教師であろうと、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある多様な学びの場において、特別な支援を必要とする、又は特別の教育的ニーズのある幼児、児童又は生徒を指導することを前提に、全教師に共通に求められる特別支援教育の基本的な知識技能を習得する必要がある。また、小学校等において実際に特別支援学級や通級による指導を担当する教師は、こうした基礎的なレベルにとどまらず、特別支援教育に関する専門性を必ず身に付けておくことが求められる。このような状況に鑑みれば、まず大学における養成段階において、以下の取組を進める必要がある。</u></p> <p>〈具体的方向性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学は、<u>特別支援学校教諭の教職課程のみならず、小学校等の教職課程においても、特別支援教育に関する科目等の充実を図るとともに、これらの学生の学びを十分に保障すること。特に、特別支援学校教諭免許状の教職課程コア</u> 	<p>(小学校等教諭免許状の教職課程における特別支援教育を担う教師の人材育成・確保)</p> <p>○ 「令和の日本型学校教育」を担う教師においては、<u>全ての教師が、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある多様な学びの場において指導することを前提に、全教師に共通に求められる特別支援教育の基本的な知識技能を習得する必要がある。また、特別支援学級や通級による指導を担当する教師は、こうした基礎的なレベルを超えた特別支援教育に関する専門性が必要であり、こうした力を身に付けるためには、まず大学における養成段階において、以下の取組を進める必要がある。</u></p> <p>〈具体的方向性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学は、<u>小学校等教諭免許状の教職課程で学ぶ学生に対し、履修状況等に応じ、可能な範囲で、特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムのうち、自立活動に関する内容を含む授業、発達障害領域を取り扱った授業等を</u>

	<p>カリキュラムのうち、自立活動に関する内容を含む授業や、発達障害領域を取り扱った授業等を優先して学びを深めることを求めたり、該当授業科目の単位の修得を推奨すること。<u>さらに、教員養成大学・学部を中心に教職課程の内外で特別支援教育に関する新たな科目の開発や履修の促進を積極的に図ること。</u></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や教育委員会においては、大学の教職課程の内外を通じ、学生段階から特別支援教育に関する資質能力を向上するための<u>先進的な科目設定やカリキュラムを促進するとともに、優れた取組事例の収集と好事例の周知を行うこと。</u> 	<p>履修して学びを深めることができるよう、該当授業科目の単位の修得を推奨すること。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や教育委員会においては、大学の教職課程における<u>単位修得に加え、学生段階から特別支援教育に関する資質能力を向上するための優れた取組事例の収集と好事例の周知を行うこと。</u>
P24	<p>4. (独) 国立特別支援教育総合研究所 <u>(教師の学びを支える学習コンテンツの体系化や内容の充実)</u></p> <p>〈具体的方向性〉</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>特別支援教育に携わる教師が授業で活用できる教材・支援機器等について情報を収集し、情報発信を行うこと。</u> 	<p>4. (独) 国立特別支援教育総合研究所 <u>(学習コンテンツ等の質保証を行う仕組みの構築)</u></p> <p>〈具体的方向性〉</p> <p>(略)</p> <p>【新設】</p>
P30	<p>VIII. おわりに</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>本検討会議では、特別な支援を必要とする子どもたちが様々な学びの場でその可能性を発揮できるための教師の</u></p>	<p>VIII. おわりに</p> <p>(略)</p> <p>【新設】</p>

	<p><u>在り方を常に念頭に置き議論を重ねてきた。本報告が特別支援学校教育教諭免許状コアカリキュラムとともに活用され、特別支援教育のさらなる進展に寄与することを願う。</u></p>	
--	--	--